

# 大学等と連携した観光経営人材育成事業実施要綱

平成30年5月31日

30産労観受第185号

令和7年3月26日

6産労観受第859号

## (目的)

第1条 この要綱は、観光産業において、経営やマネジメントを担う人材を育成するために実施する「大学等と連携した観光経営人材育成事業」（以下「本事業」という。）に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 大学等とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学、同法第97条に規定する大学院、同法第99条第2項に規定する専門職大学院及び同法第108条第3項に規定する短期大学で、都内に設置されたものをいう。

## (対象)

第3条 本事業は、次条の事業の内容を実施する大学等を対象とする。

## (事業の内容)

第4条 本事業の内容は、観光産業における経営やマネジメントを担う人材の育成に向けた教育プログラムの開発及び実証等とする。

2 前項の事業の実施期間は、事業実施開始日の属する年度を含む3か年度以内とする。

## (役割分担)

第5条 知事は、前条の内容を実施する大学等の公募、審査及び決定を行う。

2 大学等は前条第1項の事業を実施する。

3 本事業を遂行するために必要な経費は、予算の範囲内において都が負担する。

## (事業の募集等)

第6条 知事は、本事業の対象となる大学等を公募する。

2 前項の公募に応じる大学等は、別記第1号様式の申請書を提出しなければならない。

3 その他公募に必要な事項は別に定める。

## (審査会の設置)

第7条 知事は、第5条第1項の審査を行うため、審査会を設置する。

2 審査会に必要な事項は別に定める。

(対象の決定)

第8条 知事は、第6条の申請書の提出を受けたときは、前条に規定する審査会に諮った上で、適切と認めるときは、本事業の対象として決定し、別記第2号様式による決定通知書により大学等に通知するものとする。

また、本事業の対象としないと決定したときは、その旨を別記第2号の2様式により、応募した大学等に通知する。

(協定書の締結)

第9条 前条の規定に基づき、本事業の対象として決定された大学等は、本事業の実施に必要な事項を定めた協定書を都と締結する。

2 前項の協定書の締結により、本事業の対象として確定する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第6条関係）

年 月 日

東京都知事 殿

所在地  
大学等名  
代表者名

大学等と連携した観光経営人材育成事業 公募申請書

大学等と連携した観光経営人材育成事業実施要綱第6条第2項の規定に基づき、関係書類を添付して提出します。

記

1 テーマ名

2 実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 事業総額

円

別記第2号様式（第8条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

大学等名

東京都知事

大学等と連携した観光経営人材育成事業 決定通知書

年 月 日付で大学等と連携した観光経営人材育成事業実施要綱に基づき提出された応募内容を審査した結果、貴学が対象として決定しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 大学等名

2 実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

(留意事項)

- ・事業の実施に際しては、別途協定書の締結が必要です。

別記第2号の2様式（第8条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

大学等名

東京都知事

大学等と連携した観光経営人材育成事業 応募結果について

年 月 日付けで大学等と連携した観光経営人材育成事業実施要綱に基づき提出された応募内容を審査した結果、貴学は残念ながら対象として決定されませんでしたのでお知らせします。

以上